



令和4年 6月 22日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

主たる事務所の所在地

茨城県古河市上片田813番地

地域医療連携推進法人

桃の花メディカルネットワ<sup>ー</sup>

代表理事 鶴見有史

電話0280(77)22

決 算 届

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの決算を終了したので、医療法第70条の14において読み替えて準用する同法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 貸借対照表
3. 損益計算書
4. 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記
5. 純資産変動計算書
6. 財産目録
7. 有形固定資産等明細表
8. 引当金明細表
9. 純資産増減計算内訳表
10. 医療連携推進方針
11. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
12. 法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書
13. 法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書
14. 医療法第70条の3第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類
15. 医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類  
医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類
16. 監事監査報告書
17. 独立監査人の監査報告書



取扱課	経由機関名	経由第64号
医療政策課長 殿	(茨城県古河保健所扱)	令和4年6月28日

別添1

## 事 業 報 告 書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 1 地域医療連携推進法人の概要

(1) 地域医療連携推進法人の名称

## 地域医療連携推進法人桃の花メディカルネットワーク／

(2) 事務所の所在地

茨城県古河市上片田813番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること

### (3) 医療連携推進区域

茨城県古河市・坂東市・猿島郡五霞町・猿島郡境町

(4) 一般社団法人設立年月日

2019年7月2日

(5)-1 都道府県知事認定年月日

2019年11月29日

(5)-2 設立登記年月日

2019年12月4日

## (6) 社員の構成

2019年12月4日

氏名又は名称	議決権数
医療法人 啓山会／	1／
医療法人 つるみ／	1／
合計	2／

## (7) 役員の構成

職名	氏名	備考
代表理事、	鶴見 有史、	医療法人つるみ つるみ脳神経病院 院長
理 事、	内田 久美、	[REDACTED]
同、	辻 奈緒、	[REDACTED]
監 事、	太田 恵、	医療法人左山会 太田内科・糖尿病内科医院 副院長

注：備考欄には、役員の略歴を記載すること。

(8) 従業員等の人数

従業員数	0人
受入出向者数	0人

(9) 地域医療連携推進評議会の構成員

氏名	備考
秋葉 和敬	診療に関する学識経験者の団体 (古河市医師会長)
亀村 昇	その他の関係団体 (ガスマックス工業株式会社 代表取締役)
針谷 力	医療又は介護を受ける立場にある者 (古河市長)

注：評議員については、備考欄に評議員の選任理由を記載すること。（医療法第70条の3第16号参照）

(10) 参加法人の概況

No.	法人の名称	施設又は事業所 (以下「施設等」という。) の名称	施設等の所在地	実施事業の内容
1	医療法人 啓山会	山中医院	茨城県古河市東1-7-11	診療所
2	医療法人 つるみ	つるみ脳神経病院	茨城県古河市上片田813	病院

(11) 病院等の参加施設の概況（単位：千円）

No.	施設の 名称	施設の 種類	許可 病床数	事業収益	事業費用	会計 年度	総資産
1	山中医院	診療所	0床	288,348	276,917	2021年度	868,307
2	つるみ脳神経病院	病院	29床	965,752	1,004,798	2020年度	566,270

注1：介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

注2：地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載する。

注3：当該地域医療連携推進法人自身が施設を開設することがある場合には、当該施設についても記載すること。

注4：参加法人が、当該施設の総資産を把握していない場合には、法人全体の金額を掲記し、その旨を記すこと。

介護事業等地域包括ケアシステムに資する事業を行う施設等がある場合の概況

(単位：千円)

No.	施設等の 名称	施設等の 種類	定員	事業収益	事業費用	会計 年度	総資産
1			人				
2			人				
3			人				
4			人				

注1：当該地域医療連携推進法人自身が施設等を開設し、又は管理することがある場合には、当該施設等についても記載すること。

注2：参加法人が、当該施設等の総資産を把握していない場合には、法人全体の金額を掲記し、その旨を注記すること。

## 2 事業の概要

### (1) 医療連携推進に資する事業

#### ① 医療機器の共同利用

2021年11月1日からCTの共同利用開始。

#### ② 医療材料・医薬品の共同購入

2022年3月に共同購入を実施予定だったが、新型コロナウイルスの影響で納品が来年度となった。



の納品が新型コロナの影響で2022年6月に延期予定とのことだった。そのため6月にまとめて購入予定だったが、現在納品予定が立たないとのこと。在庫状況から両法人とも喫緊の需要が見込まれない物品ばかりであるため、8月ごろまで様子を見て在庫のあるものだけ先に送ってもらうかどうかの判断の予定。可能な限り送料、振込手数料は節約の予定。

#### ③ 医療従事者の資質向上に関する共同研修

本年度もコロナ禍により、集合研修は行わず、以下の日付でオンライン研修を実施した。

2021年7月30日 第1回院内感染対策研修会

また、[REDACTED]にご来院、心エコー検査についてご教示いただいた。

実施日 4月25日、5月30日、8月22日、9月19日、10月31日、11月28日、1月16日、2月20日、  
合計8回実施

今後も定期的にご来院いただき、連携の強化を図って行く。

④ 病床過剰地域における病床融通による、病床機能・配置の適正化

患者の紹介、逆紹介等が円滑になった。

また、それぞれの医療機関の役割分担が明確になり地域医療構想の実現についても大きく前進した。

⑤ 患者の相互診療体制の構築

前年度から引き続きICTを活用して、電子カルテや遠隔画像診断、内線電話・電子メールシステムの相互利用体制を構築している。

(2) 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業

特になし

(3) その他の事業

特になし

(4) 地域医療連携推進評議会による業務の評価結果及び地域医療連携推進法人の対応状況

法人の事業内容等の説明を各評議員を行い、両法人の連携状況を評価いただいた。

(5) 当該会計年度内に社員総会、理事会で議決又は同意した事項

ア 社員総会

2021年 6月 10日 (2020年度事業報告、2020年度会計決算報告及び監査報告について、社員の重任決議など)

イ 理事会

2021年 6月 10日 (2020年度事業報告、2020年度会計決算報告及び監査報告についてなど)

2022年 3月 14日 (2021年度事業経過報告、2022年度事業計画書の承認、2022年度経費の負担の承認についてなど)

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

特になし

(7) その他

特になし

※本事業報告書には、以下の書類を添付すること。添付書類には、当該地域医療連携推進法人の最終会計年度の末日時点の内容を記載すること。

- (1) 医療連携推進方針
- (2) 医療法第70条の3第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類
- (3) 医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類、  
医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類
- (4) 表明・確約書（新たに入社した者に限る。）

## 医療連携推進方針

### 1. 医療連携推進区域

茨城県古河市・坂東市・猿島郡五霞町・猿島郡境町

### 2. 参加法人

医療法人啓山会 山中医院

医療法人つるみ つるみ脳神経病院

### 3. 理念・運営方針

#### (理念)

人口減少や少子高齢化が急速に進む中、住み慣れた地域で誰もが安心して末永く暮らすことのできるよう、地域の医療機関が相互に連携し、持続可能で安定的な医療サービスの提供を目指します。

#### (運営方針)

- ・ 地域のニーズに即した医療機能の分担により、質の高い、充実した医療サービスを提供します。
- ・ 参加法人間の業務連携により効率的で持続可能な経営環境を実現します。
- ・ 参加法人の専門性や特色を活かし、職員相互の情報共有及び技術研鑽を行い、地域の医療水準の向上に寄与します。
- ・ 参加医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供することによって、地域医療構想の達成に貢献します。
- ・ 医療機関をはじめとして、介護、介護予防、住まいや生活支援等のサービスを包括的に提供する事業者等に開かれた組織とし、地域の実情にあった機能分化及び医療資源の集約化を行うことで、地域包括ケアを推進します。

### 4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

#### ① 医療機器の共同利用

血管撮影装置、MRI、CT、超音波機器など高額医療機器の重複投資を抑制し、参加法人間で共同利用・適正配置することにより重複検査も避けることができる体制を構築します。

#### ② 医療材料・医薬品の共同購入

利用頻度の低い輸血回路、小児用挿管チューブ、心肺蘇生薬、抗不整脈薬などの医療材料・医薬品を共同購入することにより廃棄率を低減し、経営の効率化を図ります。共同で購入することによって相互の患者は一貫性のある継続した材料・薬品を利用することができます。

③ 医療従事者の資質向上に関する共同研修

院内感染対策講習会、院内医療安全講習会、院内褥瘡対策講習会を共同で行うなど、研修会や勉強会を共催します。共通の認識を持ち、良好なネットワークを構築することにより、連携を強化します。また、教育体制を充実させることにより、地域住民に対して提供するサービスの質向上と均一化を図ります。

④ 病床過剰地域における病床融通による、病床機能・配置の適正化

霧見脳神経外科に病床を統合することにより、29床の病院として病床を集約化、集中治療室を設置し、高額検査治療機器を集約化し、日本脳神経外科学会認定脳神経外科専門医かつ日本脳神経血管内治療学会認定脳血管内治療専門医が24時間365日常駐する医療機関として、高度急性期脳卒中の救急医療を提供します。

一方、無床診療所化する山中医院は、家庭医、かかりつけ医として外来診療機能に特化します。住民が引き続き身近な地域で日常的な医療を受けたり、あるいは健康の相談等ができる医療機関として、1次医療を専門に担います。ICTを活用した、外来在宅診療医療機関と高度急性期入院医療機関の医療連携体制を明示し、患者は安心して、かかりつけ医である外来在宅専門医療機関を利用できるようになります。

これによって、脳血管疾患に対する高度急性期入院医療機関と、外来在宅医療機関に、機能分化、機能分担を行い、質の高い医療を効率的に提供し、地域医療構想に沿った病床機能・配置の適正化に貢献します。

⑤ 患者の相互診療体制の構築

ICTを活用して、電子カルテや遠隔画像診断、内線電話・電子メールシステムの相互利用体制を構築します。ICTを活用した情報共有を行うことによって、参加医療機関各々の患者は入院、外来を問わず、迅速に障壁なく専門的かつ高度な脳神経診療、循環器診療を利用可能となります（外来診療における業務の連携）。それによって時間的制約からtPAや経皮的脳血栓回収術等を受けられない患者数を減少させます。また上記ICTの利用によって山中医院は外来在宅診療医療機関に機能分化しつつも、集約化された病床で引き続き主治医として継続した診療を提供します（開放型病床の設置による業務の連携）。かかりつけ患者は住み慣れた地域から離れることなくかかりつけ主治医のもとで、外来・入院・在宅医療を受けることができるようになり、切れ目のない医療提供体制づくりに貢献します。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項  
なし。

別添3

医療法第70条の3第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

1 医療連携推進業務を主たる目的としていること（事業比率50%超）（第1号）

事業比率の見込み	50.4%
----------	-------

(記載上の注意事項)

- 事業比率の算出式は以下のとおりであるが、本申請時には事業計画書や予算書等を用いて見込みとして算出したものを上記に記載すること。

純資産増減計算内訳表	
① 医療連携推進業務会計の経常費用計	¥16,534
② その他業務会計の経常費用計	¥15,734
③ 法人会計の経常費用計	¥1,259
事業比率 = ① / (①+②+③)	50.4%

2 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること（第2号）

(経理的基礎)

- ・財務基盤の明確化について

当地域医療連携推進法人は事業計画書及び予算書を作成しており、連携推進業務の実行のために必要な費用・収入を計上している。財源の確保は参加法人から年会費（各参加法人12万円／年程度）を必要に応じて徴収し収入とする。

- ・経理処理・財産管理の適正性について

当地域医療連携推進法人は、地域医療連携推進法人会計基準が適用されるため、財政状況及び損益の状況について正規の簿記の原則に基づき、正確な会計帳簿を作成している。また、収益・支出については連携推進業務に区分されるものとそれ以外は明確に区別し、連携推進業務以外の事業等が法人の活動の大半を占めることはない。支出項目も少なく、財産も持たないため、明確な会計を行うことができる。

(技術的能力)

- ・業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保について

当地域医療連携推進法人は、医療法人 2 法人が社員として参画している。代表理事は古河医師会に所属する医師であり、専門的人材である。両医療法人とも機能の分担と業務の連携をもって、質の高い医療を効率的に提供することを、ともに目指している。

つるみ脳神経病院は以下の設備及びシステムを導入済みである。

① MRI [REDACTED]

② CT [REDACTED]

③ 電子カルテシステム [REDACTED]

④ VPN システム [REDACTED]

⑤ PACS システム [REDACTED]

⑥ [REDACTED] 電話システム [REDACTED]

MRI、CT 画像については PACS システム、VPN システムにて参加法人間でどこでも閲覧可能である。また、[REDACTED]により、日本国内の [REDACTED] 通信圏内であればどこでも内線通話が可能である。

⑦ 電子メールシステム

山中医院には以下の設備が導入済みである。

① 胸腹部超音波診断機器

② 電子カルテシステム [REDACTED]

③ VPN システム [REDACTED]

④ PACS システム [REDACTED]

⑤ [REDACTED] 電話システム [REDACTED]

⑥ 電子メールシステム

以上の設備及びシステムを中心に参加法人間で共用し、その情報の共有により重複検査を避け、患者の相互診療体制を築くことができる。

また、つるみ脳神経病院は、常勤医 3 名全員が日本脳神経血管内治療学会脳血管内治療専門医であり、的確に脳卒中に対する診断を行い、365 日 24 時間 tPA、血管内手術等高度な治療を行える体制を整えている。現在も近隣の大学のみならず中部地方からも常勤医師・非常

勤医師の派遣がされている。

山中医院は2名の常勤医が中心となり、引き続き外来、在宅医療を継続し、病床融通後はつるみ脳神経病院のオープンベッドを使用して入院治療も継続していく。うち1名は日本循環器学会循環器専門医であり、心疾患について専門的な読影を行い、迅速な診断、治療を行う。

以上の人的・技術的背景を以て、当地域医療連携推進法人の目指す機能の分担を果たし、地域医療構想の実現の一端を担うことができる。

(記載上の注意事項)

- 「財務基盤の明確化」については、財務状態や今後の財務の見通しについて記載すること。
- 「経理処理・財産管理の適正性」については、財産の管理・運用に関する役員の適切な関与状況や、開示情報や監督庁への提出資料の基礎として必要な会計帳簿の備え付けについて、記載すること。

3 社員等に対し特別の利益を与えないこと（第3号）

区分	社員等に対する利益供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	[REDACTED]	有・無
金銭の貸付け	[REDACTED]	有・無
資産の譲渡	[REDACTED]	有・無
給与の支給	[REDACTED]	有・無
その他財産の運用及び事業の運営	[REDACTED]	有・無

(記載上の注意事項)

- 「社員等に対する利益供与の内容」欄には、次表の「経理等に関する明細表」の記載内容に基づき、次のように記載すること。
  - ① 「施設の利用」欄  
社員等（医療法施行令第5条の15の2に規定する者をいう。以下同じ。）が当該一般社団法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。
  - ② 「金銭の貸付け」欄  
当該一般社団法人が社員等に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。
  - ③ 「資産の譲渡」欄  
当該一般社団法人が社員等に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。
  - ④ 「給与の支給」欄

当該一般社団法人が社員等に対して支給している給与について、その支給内容を記載すること。

⑤ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

当該一般社団法人について、社員等からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

(経理等に関する明細表)

① 社員等の施設の利用明細

区分	社員等の氏名 又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
その 他					

② 社員等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

③ 社員等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

④ 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細

氏名	職務内容	就職年月日	常勤又は非常勤の別	当該一般社団法人との関係	給与の支給の有無
					有・無

⑤ 社員等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

⑥ 社員等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

⑦ 社員等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

⑧ その他財産の運用及び事業の運営

社員等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

(記載上の注意事項)

○ 各欄共通

「社員等」とは、以下の者をいう。(医療法施行令第5条の15の2)

- (1) 当該一般社団法人の理事、監事又は職員
- (2) 当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金をいう。）の拠出者
- (3) (1) 又は(2)に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- (4) (1)、(2)又は(3)に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (5) (3)又は(4)に掲げる者のほか、(1)又は(2)に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- (6) (2)に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの（医療法施行規則第39条の6）

○ 「① 社員等の施設の利用明細」

- (1) 申請時における当該一般社団法人の社員等について、次の区分に応じて記載すること。  
イ 当該一般社団法人の社員等に対して、当該一般社団法人の土地、建物等の物件を賃貸（無

- 償で使用させている場合を含む。) している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
- 当該一般社団法人の社員等に対して、上記以外に当該一般社団法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- (2) 「特殊の関係」欄には、使用者が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。
- (3) 「内容」欄には、その施設の利用状況(例えば、社宅として建物を貸与、他の法人の事務室等)を記載すること。
- (4) 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日(例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間)を記載すること。
- 「② 社員等に対する貸付金の明細」
- (1) 社員等に対する貸付金がある場合に記載すること。
- (2) この表は、貸付先ごとに記載すること。
- (3) 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- (4) 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては当初の金額を記載すること。
- (5) 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が代表理事であれば「代表理事」と、職員であれば「職員」等と記載すること。
- 「③ 社員等に対する譲渡資産の明細」
- (1) 直近に終了した3会計年度において、社員等(譲渡時に当該一般社団法人の社員等であった者を含む。)に対して、当該一般社団法人の土地、建物等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
- (2) 「特殊の関係」欄には、譲渡先が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。
- 「④ 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細」
- (1) 申請時の従業員等(当該一般社団法人の理事、監事又は職員をいう。)について記載すること。
- (2) 「職務内容」欄には、担当している現在の職務内容(例えば、事務長等)を記載すること。
- (3) 「当該一般社団法人との関係」欄には、例えば、その者が代表理事であれば「代表理事」と、職員であれば「職員」等と記載すること。
- 「⑤ 社員等からの借用物件の明細」
- (1) 直近に終了した会計年度の末日現在において、社員等から土地、建物等の物件を賃借(無償で使用している場合を含む。)している場合に記載すること。
- (2) 「特殊の関係」欄には、貸主が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。
- (3) 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。
- 「⑥ 社員等からの借入金の明細」
- (1) 社員等からの借入金がある場合に記載すること。
- (2) この表は、債権者ごとに記載すること。
- (3) 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。

- (4) 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- (5) 「特殊の関係」欄には、債権者が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等と記載すること。
- 「⑦ 社員等からの譲受資産の明細」
    - (1) 直近に終了した3会計年度において、社員等（譲渡時に社員等であった者を含む。）から、当該一般社団法人に対して土地、建物等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
    - (2) 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が参加法人であれば「参加法人」と、代表理事であれば「代表理事」等記載すること。
  - 「⑧ その他財産の運用及び事業の運営」
    - 申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、社員等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

#### 4 参加法人の構成等（第8号、第11号）

	法人名等	医療機関名等	議決権数
病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する参加法人	医療法人 啓山会	山中医院	① 1
	医療法人 つるみ	つるみ脳神経病院	② 1
介護施設等を開設する参加法人			③
			④
その他の社員			⑤
その他の社員			⑥
総議決権数（①～⑥の合計）			⑦ 2
参加法人の議決権の構成割合（第8号）	(①+②) > (③+④)		
参加法人の議決権の構成割合（第11号）	[(①+②+③+④) / ⑦] > 0.5		

5 各役員の親族等の割合が役員総数の3分の1を超えないこと（第13号口）

	総 数 ①	最も人数の多い 親族等のグループの人数②	親族等の割合 ②／①
理 事	3 人 ✓		
監 事	1 人 ✓		

(記載上の注意事項)

- ②の人数は、以下の者の合計とすること。
  - (1) 当該役員、配偶者及び三親等以内の親族
  - (2) 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - (3) 当該役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - (4) (2) 又は (3) に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

別添4

医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類  
医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類

区分	事実の有無
① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	有・無
ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	有・無
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・無
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	有・無
② 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	有・無
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	有・無

(記載上の注意事項)

- 「ロ」の「その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるもの」とは、医療法施行令第5条の15の3に掲げる法律及び同第5条の5の7に掲げる法律である。
- ①の「ニ」及び③の証明に当たっては、以下の者による表明・確約書（別添5又は6）を添付すること。
  - ・当該一般社団法人の社員
  - ・当該一般社団法人の理事及び監事

# 財務諸表等

2021年度

(第3期事業年度)

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月 31日

地域医療連携推進法人 桃の花メディカルネットワーク

## 目 次

### 財務諸表

貸借対照表	1
損益計算書	2
重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記	3
純資産変動計算書	4
財産目録	5

### 附属明細書

有形固定資産等明細表	6
引当金明細表	7
純資産増減計算内訳表	8

# 財務諸表

地域医療連携推進法人名 地域医療連携推進法人桃の花メディカルネットワーク  
 所在地 茨城県古河市上片田813番地

貸 借 対 照 表  
 (2022年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 额	科 目	金 额
<b>I 資産の部</b>		<b>II 負債の部</b>	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金及び預金	207,240	支払手形	
事業未収金		買掛金	
たな卸資産		短期借入金	
前渡金		未払金	
前払費用		未払費用	
繰延税金資産		未払法人税等	
その他の流動資産		未払消費税等	
流動資産合計	207,240	繰延税金負債	
2. 固定資産		前受金	
(1) 有形固定資産		預り金	
建物		前受収益	
構築物		その他の流動負債	
医療用器械備品		流动負債合計	0
その他の器械備品		2. 固定負債	
車両及び船舶		長期借入金	
土地		繰延税金負債	
建物仮勘定		退職給付引当金	
その他の有形固定資産		その他の固定負債	
有形固定資産合計	0	固定負債合計	0
(2) 無形固定資産		負債合計	0
借地権		<b>III 純資産の部</b>	
ソフトウェア		1. 基金	
その他の無形固定資産		2. 積立金	207,240
無形固定資産合計	0	代替基金	
(3) その他の資産		繰越利益積立金	207,240
長期貸付金		純資産合計	207,240
役職員等長期貸付金			
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産			
その他の資産合計			
固定資産合計	0		
3. 繰延資産			
創立費			
繰延資産合計	0		
<b>資産合計</b>	<b>207,240</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>207,240</b>

地域医療連携推進法人名 地域医療連携推進法人様の花メディカルネ  
所在地 茨城県古河市上片田813番地

**損 益 計 算 書**  
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)現在

(単位: 円)

科 目	金 額
1. 極常損益の部	
(1) 極常収益	
事業収益	
受取会費	
受取補助金等	
受取寄付金	
受取利息	
雑収入	
经常収益計	2
(1) 極常費用	
事業費	
給与手当	
退職給付費用	
報償費	
旅費交通費	
通信運搬費	
減価償却費	
消耗品費	
修繕費	
印刷製本費	
光熱水料費	
食料費	
賃借料	
保険料	
租税公課	
支払利息	
手数料	
雑費	
管理費	
役員報酬	
給与手当	
監査報酬	
退職給付費用	
旅費交通費	
通信運搬費	
減価償却費	
消耗品費	
修繕費	
印刷製本費	
光熱水料費	
食料費	
委託料	
賃借料	
保険料	
租税公課	
支払利息	
手数料	
雑費	
经常費用計	31,254
経常利益	-31,252
1. 特別損益の部	
(1) 特別利益	
固定資産売却益	
特別利益計	0
(2) 特別損失	
固定資産売却損	
特別損失計	0
税引前当期純利益	-31,252
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	-31,252

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

### 1. 継続事業の前提に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### 2. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式になっております。

### 3. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

### 4. 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

### 5. 担保に供されている資産に関する事項

該当事項はありません。

### 6. 地域医療連携推進法人会計基準第16条に基づく医療連携目的取得財産残額

医療連携目的取得財産残額 207,240 円

### 7. 関係事業者との取引の内容

該当取引はありません。

### 8. 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

### 9. 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

### 10. 参加法人ごとの取引の内容

(単位：円)

法人名	経常収益	経常費用	特別利益	特別損失	金銭債権	金銭債務
医療法人 つるみ	受取会費 0					
医療法人 啓山会	受取会費 0					

### 11. その他地域医療連携推進法人の財務状態及び損益の状況を明らかにするために必要な事項

該当事項はありません。

地域医療連携推進法人名 地域医療連携推進法人桃の花メディカルネットワーク  
所在地 茨城県古河市上片田 813番地

純資産変動計算書  
(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日まで)  
(単位: 円)

	基金	積立金			純資産合計
		代替基金	繰越利益積立金	積立金合計	
2021年4月1日残高	0	0	238,492	238,492	238,492
会計年度中の変動額	0	0	-31,252	-31,252	-31,252
当期純利益	0	0	-31,252	-31,252	-31,252
会計年度中の変動額合計	0	0	-31,252	-31,252	-31,252
2022年3月31日残高	0	0	207,240	207,240	207,240

地域医療連携推進法人名 地域医療連携推進法人桃の花メディカルネットワーク  
所在地 茨城県古河市上片田813番地

財産目録  
(2022年3月31日現在)

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産) 現金及び預金		運転資産として 法人事業運営費	207,240
流動資産合計			207,240
(固定資産)			
固定資産合計			0
(繰延資産)			
繰延資産合計			0
資産合計			207,240
(流動負債)			
流動負債合計			0
(固定負債)			
固定負債合計			0
負債合計			0
純資産			207,240
うち医療連携推進目的取得財産残額			207,240

# 財務諸表

(附属明細書)

地域医療連携推進法人名 桃の花メディカルネットワーク  
所在地 茨城県古河市上片田 813番地

## 有形固定資産等明細表

(単位：円)

資産の種類		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産								
	計							
無形固定資産								
	計							
その他の資産								
	計							

※2022年3月31日現在、保有している固定資産はありません。

地域医療連携推進法人名 桃の花メディカルネットワーク  
所在地 茨城県古河市上片田 813番地

## 引当金明細表

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	

※2022年3月31日現在、引当金は計上しておりません。

地域医療連携推進法人名 地域医療連携推進法人様の花メディカルネットワーク  
所在地 埼玉県古河市上片田813番地

純資産増減計算内訳表  
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	医療連携推進業務会計		その他の業務会計		法人会計	合計
	共通	小計	共通	小計		
1. 経常損益の部						
(1) 経常収益						
事業収益		0		0		0
受取会費		0		0		0
受取補助金等		0		0		0
受取寄付金	2	2		0	0	2
受取利息		0		0		0
雑収入		0		0		0
経常収益計	2	2	0	0	0	2
(1) 経常費用						
事業費						
給与手当						
退職給付費用						
報償費						
旅費交通費						
通信運搬費	4,580	4,580				4,580
旅便借却費						
消耗品費	10,844	10,844				10,844
修繕費						
印刷製本費						
光热水料費						
食料費						
委託料						
賃借料						
保険料						
租税公課						
支払利息						
手数料	330	330				330
雜費						
管理費						
役員報酬						
給与手当						
監査報酬						
退職給付費用						
旅費交通費						
通信運搬費						
旅便借却費						
消耗品費						
修繕費						
印刷製本費						
光热水料費						
食料費						
委託料						
賃借料						
保険料						
租税公課	0	0				0
支払利息						
手数料						
雜費						
経常費用計	15,754	15,754	0	0	15,500	31,254
経常利益	-15,752	-15,752	0	0	-15,500	-31,252
1. 特別損益の部						
(1) 特別利益						
固定資産売却益						
特別利益計	0	0	0	0	0	0
(2) 特別損失						
固定資産売却損						
特別損失計	0	0	0	0	0	0
他会計振替額						
税引前当期純利益	-15,752	-15,752	0	0	-15,500	-31,252
法人税、住民税及び事業税						
法人税等調整額						
当期純利益	-15,752	-15,752	0	0	-15,500	-31,252
基金増減額						
期首純資産残高	123,992	123,992	0	0	114,500	238,492
期末純資産残高	108,240	108,240	0	0	99,000	207,240

**別紙2**

法人名 地域医療連携推進法人 桃の花メディカルネットワーク

所在地 茨城県古河市上片田813番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載すること。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載すること。

別添3

法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 法人の概要

名 称	
代表者氏名	
所 在 地	
設立年月日	
資本金(基本金)	千円
事業概要	

2. 支援の種類

資金の貸付  債務の保証  基金を引受ける者の募集

3. 支援の年月日

年 月 日

4. 支援の目的

.....

5. 支援の金額

〇〇〇円

6. 貸付利率

〇%

※支援に関する契約書を添付すること。

別添4

法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 出資を受ける事業者の概要

名称	
代表者氏名	
所在地	
設立年月日	
資本金(基本金)	千円
設立目的	

2. 組織人員

役員	理事又は取締役	監事・監査役	計
常勤	名	名	名
非常勤	名	名	名
計	名	名	名

職員	計
正規職員	名
臨時職員	名
パート職員等	名
計	名

3. 主な事業

医療連携推進区域：○○○
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)

①.....
②.....
③.....

4. 事業実績（概要）

5. 配当の時期

※出資を受ける事業者の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

## 監事監査報告書

地域医療連携推進法人桃の花メディカルネットワーク

代表理事 鶴見 有史 殿

私は、地域医療連携推進法人桃の花メディカルネットワークの2021年会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

2022年5月6日

地域医療連携推進法人

桃の花メディカルネットワーク

監事 太田 恵

## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月12日

地域医療連携推進法人桃の花メディカルネットワーク

理事会 御中

### 監査意見

私は、医療法第70条の14において読み替えて準用する医療法第51条第5項の規定に基づき、地域医療連携推進法人桃の花メディカルネットワークの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第3期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第19号（平成29年3月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。